



平成 26 年 11 月 25 日

各 位

会 社 名 エバラ食品工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮崎 遵
(コード番号： 2819 東証第二部)
問合せ先 専務取締役 高井 孝佳
(TEL. 045-226-0107)

自己株式の処分及び株式の売出し並びに自己株式の消却に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 11 月 25 日開催の取締役会において、以下のとおり、自己株式の処分及び当社株式の売出し並びに会社法第 178 条の規定に基づく自己株式の消却を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第一部指定の承認をいただいております。詳細につきましては、本日付で公表しております「東京証券取引所市場第一部指定承認に関するお知らせ」及び「配当予想の修正（東証一部指定記念配当）に関するお知らせ」をご参照ください。

【本資金調達目的】

当社グループは、たれ・素・スープを中心とした調味料におけるニッチ&トップを目指すなかで、ブランドステートメント「こころ、はずむ、おいしさ。」を掲げ、「新しいおいしさ」と「ワクワクするおいしさ」の創造を通じて家庭の食卓に笑顔を生み、家族の「絆づくり」やお客様に役立つ新たな価値を創造していく企業を目指しております。

経営を取り巻く環境が大きく変化するなか、創立 60 周年を迎える平成 31 年 3 月期までの期間を見据え、平成 26 年 5 月に長期的な経営ビジョン「Evolution 60」を策定しております。「エバラブランドの価値向上」と「ニッチ&トップポジションの確立」を基本戦略として、国内市場での安定的収益の創出及び海外市場での成長基盤の確保を実現してまいります。

特に、国内市場においては超高齢化、世帯人数の減少、有職主婦の増大など社会環境の変化が顕在化してきており、食へのニーズはさらなる多様化が進むことが見込まれております。当社グループは、このような環境及び消費行動の変化に適合していくために、中長期的に拡大が見込まれる小容量・簡便調理などに対応し、当社独自の価値を提供できる製品の生産設備増強及び新設を行うことが必要であると認識しております。

本資金調達は、当社栃木工場において、これらの製品の生産能力を増強するための設備投資を主な目的としており、中長期的な成長機会を捕捉することによって、当社グループの更なる企業価値向上を目指すものであります。なお、既存株主の利益確保を考慮し、処分株式数を必要資金の範囲内に抑えるとともに、自己株式の消却を実施することといたしました。

また、本自己株式の処分及び株式の売出しによって、当社株式の流動性の向上及び株主分布状況の改善に資するものと考えております。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

1. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,100,000株
- (2) 払込金額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成26年12月3日（水）から平成26年12月9日（火）までの間のいずれかの日（以下「処分価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 募集方法 一般募集とし、SMB C日興証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で、処分価格等決定日に決定する。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (6) 払込期日 平成26年12月16日（火）
- (7) 受渡期日 平成26年12月17日（水）
- (8) 申込証拠金 1株につき処分価格と同一の金額
- (9) 申込株数単位 100株
- (10) 払込金額、処分価格（募集価格）その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 宮崎遵に一任する。
- (11) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 165,000株
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況等により減少する場合、又は本売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案した上で、処分価格等決定日に決定する。
- (2) 売出人 SMB C日興証券株式会社
- (3) 売出価格 未定（処分価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出方法 一般募集の需要状況等を勘案し、一般募集の主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が当社株主（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 一般募集における受渡期日と同一とする。
- (7) 申込証拠金 一般募集における申込証拠金と同一とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 宮崎遵に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 第三者割当による自己株式の処分（本第三者割当による自己株式の処分）（後記【ご参考】 1. をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 165,000 株
- (2) 払 込 金 額 一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 割 当 先 及 び 割 当 株 式 数 SMBC日興証券株式会社 165,000 株
- (4) 申 込 期 日 平成 27 年 1 月 6 日（火）から平成 27 年 1 月 14 日（水）までの間のいずれかの日。ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して 30 日目の日（30 日目の日が営業日でない場合はその前営業日）の 2 営業日後の日とする。
- (5) 払 込 期 日 平成 27 年 1 月 7 日（水）から平成 27 年 1 月 15 日（木）までの間のいずれかの日。ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して 30 日目の日（30 日目の日が営業日でない場合はその前営業日）の 3 営業日後の日とする。
- (6) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (7) 払込金額、その他本第三者割当による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 宮崎遵に一任する。
- (8) 上記(4)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、処分を打ち切るものとする。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 自己株式の消却

- (1) 消却する株式の種類 当社普通株式
- (2) 消却する株式の総数 870,000 株 （消却前の発行済株式総数の 7.02%相当）
- (3) 消 却 予 定 日 平成 26 年 12 月 16 日（火）
（注）消却後の当社発行済株式総数は、11,528,400 株となります。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、165,000株を上限として、一般募集の主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMB C日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式（以下「借入株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は、平成26年11月25日（火）開催の取締役会において、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議しております。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から当該申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。

（注）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMB C日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、本第三者割当による自己株式の処分の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当による自己株式の処分における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当による自己株式の処分における最終的な処分株式数が減少する場合、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当による自己株式の処分の割当に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、処分価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMB C日興証券株式会社は本第三者割当による自己株式の処分に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により、本第三者割当による自己株式の処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

- ① 処分価格等決定日が平成26年12月3日（水）の場合、「平成26年12月6日（土）から平成26年12月30日（火）までの間」
- ② 処分価格等決定日が平成26年12月4日（木）の場合、「平成26年12月9日（火）から平成27年1月7日（水）までの間」
- ③ 処分価格等決定日が平成26年12月5日（金）の場合、「平成26年12月10日（水）から平成27年1月8日（木）までの間」
- ④ 処分価格等決定日が平成26年12月8日（月）の場合、「平成26年12月11日（木）から平

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- 成 27 年 1 月 9 日（金）までの間」
- ⑤ 処分価格等決定日が平成 26 年 12 月 9 日（火）の場合、「平成 26 年 12 月 12 日（金）から平成 27 年 1 月 9 日（金）までの間」
となります。

2. 今回の自己株式の処分及び自己株式の消却による自己株式数の推移

現在の自己株式数	3,254,630 株	（平成 26 年 10 月 31 日現在）
一般募集による処分株式数	1,100,000 株	
消却株式数	870,000 株	（注） 1.
一般募集及び消却後の自己株式数	1,284,630 株	
本第三者割当による処分株式数	165,000 株	（注） 2.
本第三者割当による処分後の自己株式数	1,119,630 株	

- （注） 1. 自己株式の消却につきましては、前記「4. 自己株式の消却」をご参照ください。
2. 前記「3. 第三者割当による自己株式の処分」の割当株式数の全株式に対し S M B C 日興証券株式会社から申込みがあり、処分がなされた場合の株式数です。

3. 調達資金の使途

（1）今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本第三者割当による自己株式の処分の手取概算額合計上限 2,300,485,550 円については、全額を平成 29 年 3 月までに当社栃木工場の生産設備への設備投資額の一部に充当する予定であります。

なお、上記手取金は、実際の充当期までは安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

また、当社の設備投資計画は、平成 26 年 11 月 25 日現在（ただし、既支払額については平成 26 年 10 月 31 日現在）、以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額 (千円)		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額	既支払額		着手	完了	
エバラ食品 工業㈱ 栃木工場	栃木県 さくら市	食品事業	生産設備	2,807,000	—	自己株式の 処分資金及び 自己資金	平成 27 年 4 月	平成 29 年 3 月	生産設備の 増強及び新設

（2）前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

（3）業績に与える影響

今回の調達資金を当社設備投資資金の一部に充当することにより、今後の収益基盤の拡大等を通じた中長期的な収益性の向上につながるものと考えております。

4. 株主への利益配分等

（1）利益配分に関する基本方針

当社は、剰余金の配当等に関する基本方針として、将来の事業展開と経営体質の強化のために、必要な内部留保を確保しつつ、連結純資産配当率（DOE）及び業績の状況を勘案し、できる限り安定的な配当を継続することにより、株主の皆様のご期待に沿ってまいりたいと考えております。

当社は、期末配当として年 1 回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。今期末については、本日付で発表した「配当予想の修正（東証一部指定記念配当）に関するお知らせ」のとおり、1 株当たり 5 円の記念配当を実施することといたしました。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、「会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後予想される様々な経営環境の変化に対応し、さらなる発展と飛躍を目的として、事業分野の拡大や研究及び開発体制の強化、生産設備の拡充等に、柔軟かつ効果的に投資してまいりたいと考えております。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期
1 株当たり連結当期純利益	61.49 円	72.81 円	93.03 円
1 株当たり年間配当金 (内 1 株当たり中間配当金)	27 円 (—)	27 円 (—)	32 円 (—)
実績連結配当性向	43.9%	37.1%	34.4%
自己資本連結当期純利益率	3.4%	4.0%	4.7%
連結純資産配当率	1.5%	1.4%	1.6%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結当期純利益で除した数値です。
2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を、自己資本（連結純資産額の期首と期末の平均）で除した数値です。
3. 連結純資産配当率は、1 株当たりの年間配当金を 1 株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。
4. 平成 26 年 3 月期の 1 株当たり年間配当金は、東京証券取引所市場第二部への市場変更に伴う記念配当 5 円を含みます。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期
始 値	1,256 円	1,500 円	1,495 円	1,699 円
高 値	1,535 円	1,619 円	1,798 円	2,061 円
安 値	1,247 円	1,376 円	1,435 円	1,600 円
終 値	1,500 円	1,498 円	1,693 円	2,043 円
株価収益率	24.4 倍	20.6 倍	18.2 倍	—倍

- (注) 1. 株価は、平成 25 年 11 月 28 日より東京証券取引所市場第二部におけるものであり、平成 25

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

年7月16日から平成25年11月27日までは東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）におけるもの、それ以前は大阪証券取引所 JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。

2. 平成27年3月期の株価等については、平成26年11月21日（金）現在で記載しております。
3. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。また、平成27年3月期については未確定のため記載しておりません。

- ③ 過去5年間に行われた第三者割当増資における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

（4）ロックアップについて

一般募集に関し、当社株主である有限会社ウッドヴィレッジ、株式会社池竹研究所、森村忠司、森村剛士、有限会社ケイアンドケイオフィス及び渡邊啓一は、SMB C日興証券株式会社に対して、処分価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、SMB C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、処分価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）を売却等しない旨を合意しております。

また、当社はSMB C日興証券株式会社に対してロックアップ期間中は、SMB C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当による自己株式の処分並びに株式分割及びストックオプション等に関わる発行若しくは交付を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記の場合において、SMB C日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。